

第5章 救 援

市長は、知事から、知事の権限に属する救援の実施に関する事務の一部を市長が行うこととする通知があった場合、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するために救援に関する措置について知事と緊密に連携して行う必要があるため、救援の内容等について定める。

第1 救援の実施（法第76条、令第9条、令第10条）

1 救援の実施

市長は、国民保護法第76条第1項の規定により、知事から、知事の権限に属する事務の内容及び当該事務を行うこととする期間についての通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置について関係機関等の協力を得て行う。

- (1) 収容施設の供与
- (2) 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- (3) 医療の提供及び助産
- (4) 被災者の搜索及び救出
- (5) 埋葬及び火葬
- (6) 電話その他の通信設備の提供
- (7) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- (8) 学用品の給与
- (9) 死体の搜索及び処理
- (10) 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

2 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、国民保護法第76条第2項の規定により、知事が実施する措置の補助を行う。

第2 関係機関との連携

1 県への要請等

市長は、上記第1の1の通知があった場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の都道府県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

2 他の市町村との連携

市長は、上記第1の1の通知があった場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

3 日本赤十字社との連携（法第77条）

市長は、上記第1の1の通知があった場合において、知事が日本赤十字社茨城県支部に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社茨城県支部と連携しながら救援の措置を実施する。

4 緊急物資の運送の求め（法第79条）

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、第3編第4章第2の3の(12)に準じて行う。

5 近隣住民やボランティア等への協力の求め

市長は、上記第1の1の通知があった場合において、救援を行うため必要があると認めるときは、当該救援を必要とする避難住民等及び避難先の近隣にいる住民やボランティア（以下「その近隣の者」という。）に対し、当該救援に必要な援助について救援を要請する。

この場合において、市長は、その要請を受けて救援に必要な援助について協力をする者の安全の確保に十分配慮する。

第3 救援の内容

1 救援の基準等（法第75条、令第10条）

市長は、上記第1の1の通知があった場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、厚生労働大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

資料編	○救援の程度及び基準
-----	------------

P. 125

2 救援における県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

3 救援の内容

市長は、上記第1の1の通知があった場合において、次の点に留意して救援を実施する。

(1) 収容施設の供与

ア 避難所の開設、運営

(ア) あらかじめ指定されている施設に避難所を開設するものとするが、これら適当な建物を得難いときは、仮小屋又は天幕の設営等野外収容施設を設置するものとする。また、避難所を設置した場合は、その旨を県へ報告する。

(イ) 避難所の開設に伴い、職員を各避難所に配置し、自主防災組織・ボランティアとも連携しつつ、あらかじめ策定したマニュアルに基づいて避難所の運営を行う。

(ウ) 各避難所の状況を早期に把握するよう努めるとともに、仮設トイレの設置等避難所の衛生環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。また、プライバシーの確保等に配慮する。

(エ) 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者に対する福祉避難所の設置について配慮する。

(オ) 市は、県に対して、避難所等設置に必要な資材の調達や衛生環境の維持について要請等を行う。

イ 応急仮設住宅

(ア) 関係団体との協力により応急仮設住宅を建設する。また、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者を収容する長期避難住宅等の設置について配慮する。

(イ) 応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達が困難な場合には、県に対し資機材の調達について支援を要請する。

- (ウ) 入居者の募集、決定について、県に協力する。
- ウ 救援施設の必要量の把握
 - 救援が確実に行われるよう避難情報等を適時適切に入手し、救援施設の必要量の変化を把握する。
- (2) 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
 - ア 炊き出しその他の方法による食品の給与
 - (ア) あらかじめ定めた食料供給計画に基づき、避難住民等に対する食料の調達、供給を行うこととし、必要な食料の給与が困難な場合は、県に対して支援を要請する。
 - (イ) あらかじめ定めた食料の集積地を活用し、調達した食料の集配を行う。
 - イ 応急給水の実施
 - 給水状況や被害状況など必要な情報を把握し、応急給水を実施する。
 - ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
 - あらかじめ定めた生活必需品供給計画に基づき、避難住民等に対する生活必需品の調達、供給を行うこととし、必要な生活必需品の給与が困難な場合は、県に対して支援を要請する。
 - エ 物資等の必要量等の把握
 - 避難情報等を適時適切に入手し、物資等の提供対象人数の変化を把握するとともに、必要量の確保が困難な場合には、県に対し支援を要請する。
- (3) 医療の提供及び助産
 - ア 必要に応じて医療救護班を編成し出動するとともに、災害の種類及び程度により地区医師会に出動を要請する。また、被害の程度により必要と認めるときは、県及び関係機関に協力を要請する。
 - イ 学校、集会所等の避難所、病院、保健センター等に医療救護所を設置し、県（被災地保健所）は市の要請により、協議して、医療救護所を設置する。
- (4) 被災者の捜索及び救出
 - ア 被災者の捜索及び救出について、県警察、消防機関、自衛隊、海上保安部等の関係機関と連携して実施する。
 - イ 被災情報、安否情報等の情報は、関係機関で共有する。
- (5) 埋葬及び火葬
 - ア 棺の調達、遺体の搬送、火葬・埋葬等の手配を行う。
 - イ 県警察、海上保安部等と連携して身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等を行う。
- (6) 電話その他の通信設備の提供
 - 県に協力して収容施設等で保有する使用可能な通信設備等の状況を把握するとともに、電気通信事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関の協力を得て、電話、ファックス又はインターネット等の利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を設置する。また、聴覚障害者等の通信手段の確保について配慮する。
- (7) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
 - ア 国民保護法施行令第9条に基づき、避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住宅が半壊し、又は半焼した者で自らの資力では応急修理ができない者に対して、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最低限度の部分について現物をもって応急修理を行う。

イ 資材等が不足した場合は県に調達の協力を求める。

(8) 学用品の給与

ア 県と連携して、避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品をそう失し又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒に対し、教科書等の給与を行う。

イ 児童生徒の被災状況及び学用品の必要量を把握し、その供給体制を確保する。

(9) 死体の搜索及び処理

ア 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対し搜索を行う。

イ 搜索は、県警察、消防機関及び自衛隊・海上保安署等の関係機関と連携して実施し、安否情報等の情報は共有化する。

ウ 検案等を終えた遺体について、遺体収容所に収容する。

(10) 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

ア 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれなくなった後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に土石、竹木等の障害物が運び込まれているため一時的に居住できない者に対し、その除去を行う。

イ 市のみでは処理が困難な場合は、県に対して協力を要請する。

第4 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項（基第4章第2節5）

市は、核攻撃等又は武力攻撃災害、生物剤による攻撃、化学剤による攻撃の場合には、国、県と連携して、医療活動等を実施する。

また、迅速な患者の搬送等必要に応じ、関係機関に対し協力を要請する。

第5 救援の際の物資の売渡し要請等

1 救援の際の物資の売渡し要請等（法第80条、第81条、令第12条）

市長は、国民保護法第76条第1項の規定により、知事から、国民保護法第80条から第85条に規定する救援の実施に関する知事の権限に属する事務の一部を市長が行うこととする通知があった場合で、救援を行うため必要があると認めるときは、国民保護法の規定に基づき、次の措置を講ずる。この場合においては、国民保護措置を実施するために必要最小限のものに限り、公用令書の交付等公正かつ適切な手続の下に行う。

(1) 救援の実施について、避難住民等やボランティアに対する必要な協力要請

(2) 救援の実施に必要な医薬品等の物資であって、生産、販売、輸送等を業とする者が取り扱う物資（以下「特定物資」という。）について、その所有者に対する当該特定物資の売渡しの要請

(3) 前記の売渡し要請に対し、正当な理由（被災等により特定物資が使用不能となっている場合や特定物資が既に他の都道府県知事による収用の対象となっている場合など）がないにもかかわらずその所有者が応じない場合の当該特定物資の収用

(4) 特定物資を確保するための当該特定物資の保管命令

(5) 特定物資の保管を命じた者に対する報告の求め及び保管状況の検査

(6) 収容施設や臨時の医療施設を開設するための土地等の使用（原則、土地等の所有者及び占有者の同意が必要。被災等により家屋が使用不能となっている場合などの正当な理由がないにもかかわらず

らず、所有者及び占有者が応じないときは、特に必要と認めるときは、同意を得ないで土地等を使用することができる。)

(7) 特定物資の収用、保管命令、土地等の使用に必要な立入検査

(8) 医療関係者に対して医療の要請（医療の提供を行う場所及び期間その他必要事項を明示）

2 医療の要請等に従事する者の安全確保

市長は、医師、看護師その他の医療関係者に対し、医療を行うよう要請し、又は医療を行うべきことを指示する場合には、当該医療関係者に当該医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分に配慮する。